

身体障害者障害程度等級一覧（その1）

Ⅱの左側が概ね旅客鉄道株式会社旅客運賃割引の第1種障害者です。

級 別	1 級	2 級	3 級	4 級	
視 覚 障 害	視力の良い方の眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。右に同じ）が0.01以下のもの	1. 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2. 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの	1. 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの（2級の2に該当するものを除く） 2. 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの	1. 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの（3級の2に該当するものを除く）	
		3. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が28度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	3. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	2. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3. 両眼開放視認点数が70点以下のもの	
聴 覚 又 は 平 衡 機 能 の 障 害	聴 覚 障 害	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの（両耳全ろう）	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）	1. 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声を理解し得ないもの） 2. 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの	
	障 平 衡 機 能 障 害		平衡機能の極めて著しい障害		
音 声 機 能 、 言 語 機 能 又 は 、 そ し ゃ く 機 能 障 害			音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害	
肢 体 不 自 由	上 肢 機 能 障 害	1. 両上肢の機能を全廃したもの 2. 両上肢を手関節以上で欠くもの	1. 両上肢の機能の著しい障害 2. 両上肢のすべての指を欠くもの 3. 1上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4. 1上肢の機能を全廃したもの	1. 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2. 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3. 1上肢の機能の著しい障害 4. 1上肢のすべての指を欠くもの 5. 1上肢のすべての指の機能を全廃したもの	
	下 肢 機 能 障 害	1. 両下肢の機能を全廃したもの 2. 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	1. 両下肢の機能の著しい障害 2. 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	1. 両下肢のおや指を欠くもの 2. 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3. 1上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか1関節の機能を全廃したもの 4. 1上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5. 1上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6. おや指またはひとさし指を含めて1上肢の3指を欠くもの 7. おや指またはひとさし指を含めて1上肢の3指の機能を全廃したもの 8. おや指又はひとさし指を含めて1上肢の4指の機能の著しい障害	
	体 幹 機 能 障 害	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	1. 体幹の機能障害により坐位または起立位を保つことが困難なもの 2. 体幹の機能障害により立ち上がる事が困難なもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	
	脳 乳 幼 変 児 期 以 前 の 運 動 非 機 能 障 害	上 肢 機 能 障 害	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
移 動 機 能 障 害	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	

（※7級単独の身体障害者手帳は交付されません。）

5 級	6 級	7 級	備考
1. 視力の良い方の眼の視力が0.2 かつ他方の眼の視力が0.02以下 のもの	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以 下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの		7 6 5 4 3 2 1 同一の等級について2つの重複する障害がある場合は、1級うえの級とする。ただし、2つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、該当等級とする。 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。 異なる等級については2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上位の等級とすることができる。 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第1指骨間関節以上を欠くものをいう。 「指の機能障害」とは、中手指骨間関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。 上肢又は下肢欠損の断端の長さ、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。
2. 両眼による視野の2分の1以 上が欠けているもの			
3. 両眼中心視野角度が56度以下 のもの			
4. 両眼開放視認点数が70点を超 えかつ100点以下のもの			
5. 両眼中心視野視認点数が40点 以下のもの			
	1. 両耳の聴力レベルが70デシベル以上 のもの（40cm以上の距離で発声された会 話語を理解し得ないもの） 2. 1側耳の聴力レベルが90デシベル以 上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以 上のもの		
平衡機能の著しい障害			
1. 両上肢のおや指の機能の著しい 障害 2. 1上肢の肩関節、肘関節又は手 関節のうち、いずれか1関節の機 能の著しい障害 3. 1上肢のおや指を欠くもの 4. 1上肢のおや指の機能を全廃し たもの 5. 1上肢のおや指及びひとさし指 の機能の著しい障害 6. おや指またはひとさし指を含め て1上肢の3指の機能の著しい障 害	1. 1上肢のおや指の機能の著しい障害 2. ひとさし指を含めて1上肢の2指を 欠くもの 3. ひとさし指を含めて1上肢の2指の 機能を全廃したもの	1. 1上肢の機能の軽度の障害 2. 1上肢の肩関節、肘関節または手関 節のうち、いずれか1関節の機能の軽 度の障害 3. 1上肢の手指の機能の軽度の障害 4. ひとさし指を含めて1上肢の2指の 機能の著しい障害 5. 1上肢のなか指、くすり指及び小指 を欠くもの 6. 1上肢のなか指、くすり指及び小指 の機能を全廃したもの	
1. 1下肢の股関節又は膝関節の機 能の著しい障害 2. 1下肢の足関節の機能を全廃し たもの 3. 1下肢が健側に比して5cm以上 または健側の長さの15分の1以上 短いもの	1. 1下肢をリスフラン関節以上で欠く もの 2. 1下肢の足関節の機能の著しい障害	1. 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2. 1下肢の機能の軽度の障害 3. 1下肢の股関節、膝関節または足関節の うち、いずれか1関節の機能の軽度の障害 4. 1下肢のすべての指を欠くもの 5. 1下肢のすべての指の機能を全廃したも の 6. 1下肢が健側に比して3cm以上又は健側 の長さの20分の1以上短いもの	
体幹の機能の著しい障害			
不随意運動・失調等による上肢の機 能障害により社会での日常生活活動 に支障のあるもの	不随意運動・失調等により上肢の機能の 劣るもの	上肢に不随意運動・失調等を有する もの	
不随意運動・失調等により社会での 日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣 るもの	下肢に不随意運動・失調等を有する もの	